

丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託仕様書

1 業務名

丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託

2 業務目的

丸亀市（以下「市」という。）では、現在の第二学校給食センターの施設・設備の老朽化に伴い、今後の効率的な事業運営の方針と合わせ、第二学校給食センターの建替を予定している。

本業務は、市が丸亀市新第二学校給食センター（以下「新センター」という。）の整備・運営を効率的・効果的に推進するため、事業内容の検討・整理を行い、新センターの基本計画を策定するとともに、民間の資金や整備・運営ノウハウを活用する手法の導入可能性を調査するなど、様々な事業手法を比較検討し、最適な事業手法選を選定する為の支援を行うことを目的とする。

3 建設施設概要

- (1) 建設候補地 丸亀市土器町北二丁目8番地及び7番地1
- (2) 敷地面積 約7,000㎡
- (3) 延床面積 約2,000～2,500㎡
- (4) 想定給食数 3,400食/日（最大調理能力 4,000食/日）
- (5) 供用開始 令和9年4月予定

4 委託期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

5 手続書類の提出

業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務の着手及び完了に当たって、次の書類を

提出することとする。

- (1) 業務の着手
 - ア 業務着手届
 - イ 業務工程表
 - ウ 管理技術者・担当技術者届出書
 - エ 業務実施計画書
 - オ その他必要な書類
- (2) 完了時
 - ア 業務完了届
 - イ 業務の結果についての成果品
 - ウ その他必要な書類

6 配置技術者

配置技術者は、受託者が提出した本業務の公募型プロポーザルの参加表明書類に記述した配置予定技術者でなければならない。

7 著作権等

- (1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適時その処理を行うこと。
- (2) 本業務委託に係る成果物の著作権は、納入時に市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

8 業務内容

- (1) 整備基本計画の策定
 - ア 導入機能・規模・運営内容の検討
昨今の学校給食を取り巻く情勢や現状の第二学校給食センターの施設及び設備、運営

状況等を踏まえ、新施設に必要となる導入機能・規模・運営内容等を検討する。学校給食施設に求められる機能として調理機能（給食数、アレルギー対応、施設ライン、喫食までの時間等）、施設機能（環境負荷低減機能、施設や設備の長寿命化対策等）、食育機能、情報発信機能等について整理を行う。

イ 基本方針の整理

本市の新センターに係る今後の施設整備及び運営の方向性について、基本方針を整理する。

ウ 建設候補地の状況把握

建設候補地の状況などを把握し、都市計画法や建設基準法などの法的条件や周辺環境の影響など想定される問題点について抽出し、整理を行う。

エ 配置計画・建設計画の作成

建設候補地の建設条件を踏まえたうえで、給食配食数から調理場（建屋）や駐車場等の配置を検討し、新センターの平面図、調理機器配置図等に関するモデルプランの作成を行う。

オ 配送計画の作成

建設候補地から配食校への配送計画を作成し、必要な配送車台数や配送時間等を明らかにするとともに、配食校の既設配膳室の改修等の必要性について整理する。

カ 整備基本計画の策定

前項までの検討結果を整理し、丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画として取りまとめる。

(2) 民間活力導入可能性調査

ア 前提条件の確認

第二学校給食センターの整備運営を行うに当たり最適な事業手法の検討の前提条件として、官民連携手法等の導入に関して関係する法令上の課題や予算措置方法等の課題を整理する。

イ 事業手法の検討

本事業に適用可能性のある事業手法を検討する。

ウ 事業範囲及び事業スキームの検討

本事業の実施に当たり想定される業務内容を抽出し、各事業手法における市と民間事業者との役割分担を検討する。その上で、事業スキームとして次の（ア）から（オ）までの内容について検討する。

（ア） 事業方式

従来型の直営方式と民間委託を含む官民連携による事業手法（PFI方式：BOT、BTO他）また、従来型の事業においても多様な発注契約方式（DB、DBO他）のメリット・デメリットを慎重に検討して比較する。

（イ） 事業類型（サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型等）

（ウ） 事業範囲、事業期間及び事業スケジュール

（エ） 資金調達方法

（オ） 官民リスク分担（想定されるリスク）

エ 概算事業費とVFMの算定

本事業について、従来の手法と導入可能性のある官民連携手法で実施した場合の市の財政負担の見込額をそれぞれ算出し、VFM（Value For Money）を算定する。

オ 民間事業者の事業参画意向等調査

本事業に対する最適な事業手法導入に関する民間事業者の意見や参画意欲をアンケートやヒアリングにより調査、分析し、民間事業者等の参画可能性を把握するとともに「（ウ）事業範囲、事業期間及び事業スケジュール」の検討へ反映する。

カ 総合評価及び課題の整理

アからオまでの検討、調査の結果を踏まえ、本事業における最適な事業手法について総合的に評価するとともに、事業範囲及び事業スキームを確定する。また、最適な事業手法を導入する場合の課題について整理し、その対応策等を検討する。

（3） 本業務に関する会議等の資料作成及び運営支援

9 協議・打合せ等

主要な協議、打合せは原則月1～2回程度とし、その他必要と認められる場合に随時打合せ

を行う。

10 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、市の完成検査を受けるものとする。

また、成果品の所有権については、全て市に属するものとし、公表してはならない。

(1) 報告書（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本） 各12部

①整備基本計画

②民間活力導入可能性調査

(2) 報告書【概要版】（A3判、横型、横書き、簡易製本） 各12部

①整備基本計画

②民間活力導入可能性調査

(3) 上記電子データ（CD-R） 一式

11 秘密の保持

受託者は、業務に関して市から示された資料・情報及び業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

12 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受託者は市と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

13 事務担当課

丸亀市教育委員会教育部総務課学校給食センター（第二学校給食センター）

(住 所) 香川県丸亀市土器町北二丁目7番地1

(E-mail) kyushoku@city.marugame.kagawa.jp

(T E L) 0877-25-2096

(F A X) 0877-23-8419